

平成28年度における東北地区の下請法の運用状況等について（概要）

平成29年6月14日
公正取引委員会事務総局
東北事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

(1) 親事業者に対する書面調査

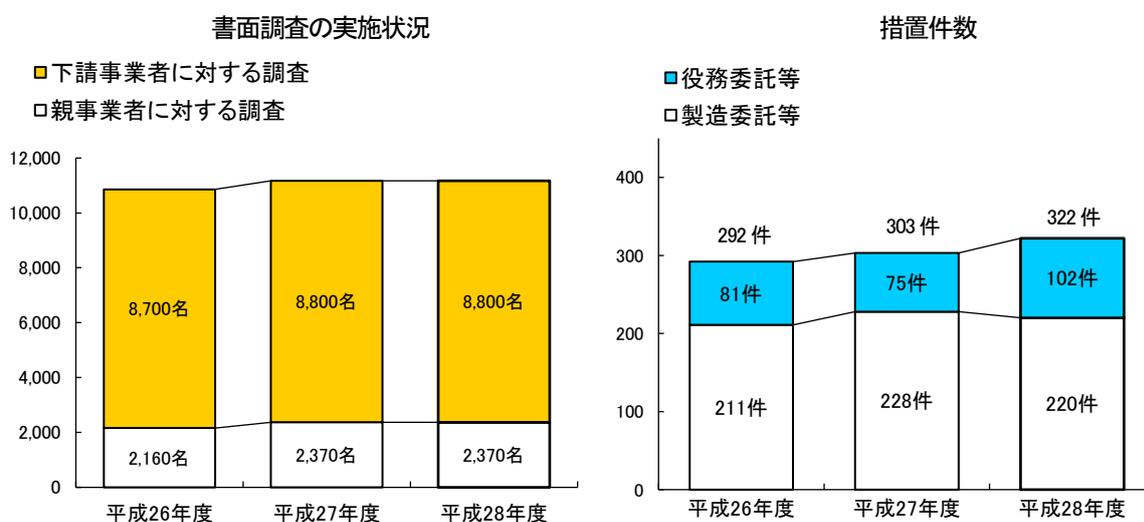
2,370名（製造委託等^(注1)1,664名，役務委託等^(注2)706名）

(2) 下請事業者に対する書面調査

8,800名（製造委託等7,124名，役務委託等1,676名）

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。



2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 措置件数 322件（前年度比6.3%増）

指導：322件（製造委託等220件，役務委託等102件）

(2) 違反行為の類型別件数^(注)

ア 手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）

274件（製造委託等190件，役務委託等84件）

イ 実体規定違反（下請法第4条違反）

255件（製造委託等167件，役務委託等88件）

<主な違反行為類型>

① 下請代金の支払遅延（156件）

② 買ったたき（49件）

③ 下請代金の減額（20件）

（注）1件の事件において複数の違反行為類型について措置を採っている場合があるので，手続規定違反及び実体規定違反の件数の合計と上記（1）の措置件数とは一致しない。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 東北事務所 下請課

電話 022-225-8420（直通）

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/tohoku/

第2 企業間取引の公正化への取組

- 1 下請法に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象として、下請法の基礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。東北事務所は、平成28年度において、6県6会場で実施した。
- 2 東北経済産業局と共同して、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を実施している。平成28年度においては、6県6会場（うち公正取引委員会主催分3県3会場）で実施した。
- 3 「中小事業者のための移動相談会」を3か所で実施した。